

～能登半島被災地の皆さまにつなぐ支援の輪～

第4回専門家チームによる個別相談会（無料）

2024年11月16日(土)・11月17日(日)

報 告 集

■ 11月16日(土)

共催:近畿災害対策まちづくり支援機構・災害復興まちづくり支援機構

後援:輪島市

協力団体:被災地NGO協働センター・輪島市社会福祉協議会

会場:輪島市ふれあい健康センター

■ 11月17日(日)

共催:能登町・金沢弁護士会・能登復興建築人会議

近畿災害対策まちづくり支援機構

協力団体:近畿災害対策まちづくり支援機構・住宅金融支援機構

会場:柳田公民館

この相談活動は、赤い羽根共同募金のボラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

第4回説明・相談会報告集

被災者の方々のお一人おひとりによりそって、専門家チームがお答えします。

被災地の地元の行政、専門家士業団体、ボランティア団体等との連携・調整の上、被災者の方々の支援を目指します。

説明会 2024年11月16日(土) 午後1時30分~約20分 相談会冒頭、中山泰誠弁護士(兵庫県)から、配布物の説明、相談会等の情報収集の方法の説明、主な被災者支援制度を整理し、被災者の方に説明 参加者 19名
相談会 2024年11月16日(土) 午後1時50分~午後4時30分 輪島市ふれあい健康センター 協力団体:被災地NGO協働センター 輪島市社会福祉協議会

説明会 2024年11月17日(日) 午前11時~約20分 上記同様、中山泰誠弁護士から被災者への説明 参加者 25名(午前、午後を通して)
相談会 2024年11月17日(日) 午前11時20分~午後15時00分 協力団体 災害復興まちづくり支援機構・住宅金融支援機構

2024年11月16日開催分の相談項目の概要

整理 番号	相談の骨子	回答・助言等
1		(相談対応者:弁護士)
2	<p>能登半島地震で半壊認定。 奥能登豪雨災害で風呂と浄化槽が破損。 自宅の少なくとも2カ所から漏電。 土砂崩れて自宅に土砂や木が流れ込んでいる。これを撤去するため、ボランティアの方にお願いしたいが、2次被害の恐れがあり断られた。どうすればよいか？</p>	<p>現地は災害救助法が適用されている。そのうち災害救助法施行令による障害物除去の制度がある。要件は、①半壊又は床上浸水の住居 ②土砂等で一時的に居住できない状態であること(被災者支援制度ガイドブックより)。</p> <p>聞き取りによると本件要件をいずれも満たしているとのこと。輪島市に相談に行ってみることを勧めた。</p> <p>(相談対応者:司法書士、土地家屋調査士、建築士)</p>
3	<p>地震で準半壊。 豪雨が床上20cm。 り災証明はどうなるのか。 となりの家が倒れてきているが、補償は？ 事務所が全壊。その場所での再建は困難。 2店舗あるので1店舗に集約するか。 小規模持続化給付金は受給。 商品は水没してダメになっている。</p>	<p>床上20cmの1次調査の基準では半壊。 地震が準半壊なので、地震及び豪雨で認定を受けると良いかもしれない。地震及び豪雨で半壊以上となれば、公費解体の利用や支援金、特例給付金の受給が可能となる可能性がある。</p> <p>隣家が倒れてくること自体は、今回の災害を踏まえれば不可抗力として賠償を求めることはできない可能性がある。</p> <p>事務所に関してはなりわい補助金の申請を検討する。</p> <p>(相談対応者:弁護士・建築士・中小企業診断士)</p>
4	<p>自宅兼店舗が1.2m浸水した。地震は一部損壊だった。 ①母が避難所で転倒して骨折、入院した。見舞金はあるか？ ②母が美容院を経営していた。事業再開の支援はあるか？娘に引き継いでも良いか？</p>	<p>①避難所で転倒したことへの見舞金はない。 ②住まいの罹災証明、住まい以外の被災証明があるので申請する。 代表的な支援制度は、なりわい補助器(石川県・商工会議所)、税金の減免(税務署、県税事務所)など</p>

		<p>支援をうけるのは、被災した事業主になる。娘が事業をするのであれば、事業承継になるよう、専門家や行政機関、商工会などに相談して進める。</p> <p>(相談対応者：司法書士、行政書士、技術士)</p>
5	<p>多数の人から、父の当座口座に見舞金が振り込まれているため、税金の対象になるのか？</p> <p>親が65歳以上、地震で中規模半壊。</p>	<p>個人的な見舞金は、課税の対象にならない。事業者からの見舞金は課税の対象になる可能性がある。</p> <p>特例給付金で家財50万円、家の修理200万円まで。</p> <p>(相談対応者：税理士、司法書士、建築士、技術士)</p>
6		<p>(相談対応者：)</p>
7	<p>地震で家が全壊となり、公費解体の申請中。中古の家を購入したいと考えている。500万円で物件が見つかった。</p> <p>介護施設に勤務をしていたが、被害を受けて再開が困難。来月から仕事がなくなる。</p> <p>現在ハローワークにもいっている。</p> <p>購入のためのお金の支援はないか。</p>	<p>住家被害認定に基づく生活再建支援金について説明。</p> <p>災害復興住宅融資+リバースモーゲージについても説明。</p> <p>(相談対応者：弁護士、建築士、中小企業診断士)</p>
8	<p>1階が接骨院、2階が住居。</p> <p>なりわい事業支援の申請の振り分けがわからない。</p>	<p>償却資産(青色申告)リストがあったので、それについては事業資産として申告をすれば良いのではないか。</p> <p>(相談対応者：司法書士、不動産鑑定士、建築士)</p>
9	<p>飲食店経営。</p> <p>地震後に店舗を再開。小規模持続化給付金、保険金で機器を揃えるなどして再開。</p> <p>豪雨で浸水し、1階の厨房機器に被害。</p> <p>なりわい補助金は現地再建が原則となるため利用を悩んでいる。</p> <p>仮設商店街に入るつもりはない。</p> <p>そんな中、解体業者が店舗を従業員の宿泊施設として貸して欲しいと言われており、方針を悩んでいる。</p>	<p>コンテナハウスで事業を行う例や仮設商店街での再建について案内。</p> <p>解体事業者に建物を貸すかどうかは、今後の再建方針にも関わるため、落ち着いて検討を。</p> <p>貸す場合、諸条件を定めておかないと、トラブルになる可能性もあるため、契約書はきちんと作成することを勧める。</p> <p>(相談対応者：弁護士、建築士、中小企業診断士)</p>

	貸す場合契約書を作成した方が良いか。	士)
10	①結局、基礎支援金を除いていくらもらえるのか？ ②これからもらえる条件。 令和9年2月1日まで延長の予定はないか？いつまでに着工しなければならないのか？	①被災者生活再建支援金 200万円×0.75=150万円 地域福祉推進支援臨時給付金 住宅再建最大200万円が最大 ②3年経過していないが、延長する可能性はある (相談対応者:司法書士、技術士、行政書士)
11	自宅(公費解体)兼作場(一部損壊)の10m離れた崖。 国交省・県が、工事を豪雨で見直し。	国や県に崖の...による。 国交省、県の工事の予定聞いてから、仮設や伝統工芸の補助金を聞く。 (相談対応者:司法書士、建築士、技術士)
12	1階部分の夫の作業所が浸水した。 被災者(夫)は水害直後より軽い認知症(要介護1)で避難所(グループホームの)にいる。 相談者(妻)は自宅の2階で生活している。 今は応急修理で生活をしようと思っているが、相談者も膝の具合が悪く2階の生活が困難になる可能性がある。夫も介護度が上がる可能性がある。 しかし、すぐ施設に入れる可能性も無いので自宅で生活していく予定。修理の内容。	生業の実態があれば、なりわい支援が受けられる可能性がある。 (相談対応者:司法書士、不動産鑑定士、建築士)
13	夫が年金の他、給与がある(5万円ほど) 妻 アルバイト 税金の申告が必要か。	年末調整。事業主がするもので、従業員が申告するものではない。 事業主に必要な資料などを確認。 (相談対応者:税理士)
14	地震で半壊認定。公費解体を申請中。水害で自宅周りの道路が交通困難に。さらに公費解体が遅くなると言われている。 被害認定、全壊と大規模半壊の差について聞きたい。	公費解体は申請に従って順番に行われている。相談者の場合、自宅に繋がる道路が豪雨により交通が困難になったため、その影響を受けることはやむを得ないため、待つしか無い。 公費解体を申請しているため、地震の半壊の被災が、解体世帯の扱いとなり、基礎支援金100万円。加算支援金が200万円受け取れる。

		<p>豪雨については、基礎支援金のみとなるが、全壊で100万円、大規模半壊で50万円となる。中規模半壊以下はない。</p> <p>建築士が見た限り、大規模半壊から全壊にあがる可能性は引くそう。二次調査で判定が下がる可能性があることも考えれば、このまま公費解体を待つて良いのではないか。</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士、中小企業診断士)</p>
15	<p>建物が焼失した土地の固定資産税。評価額はどうなるか。</p>	<p>輪島市は土地について本日現在被災特例・減免についてアナウンスがされていない。</p> <p>現状は、建物が無いので、建物への課税はできないのではないか。</p> <p>(相談対応者:税理士)</p>
16	<p>① リフォーム後半年で被災。全壊で公費解体。 → ローンの返済について減免等を弁護士と取り組みよう銀行から案内がされた。これは可能か。</p> <p>② 実家が半壊で公費解体。 再建の支援金で、65歳以上で受けられる特例給付金はあるか。</p>	<p>① 住宅ローン残900万円。期間35年。債務は他にはない。 債権者は1社のみ。地元の金融機関。ガイドラインを利用したいとのこと。 債権者に同意書をもって、金沢弁護士会に登録支援専門家の推薦を受ける。 その他ガイドラインの内容について説明。</p> <p>② 特例給付金について説明。</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士)</p>
17	<p>杉平町の実家(非住家)が地震で全壊 豪雨で山崩れがあり土砂が流入 宅地登記を原野にできないか 放棄できないか</p> <p>山岸町の自宅の擁壁の修理の補助はあるか</p>	<p>1 登記の地目を変更しても、現況も変更しなければ、税務署は現況を見て判断するため宅地で課税されることになる。</p> <p>2(1)相続土地国庫帰属制度を利用することで、実質放棄することは可能であるが、帰属要件が厳格であることが難点。一度金沢地方法務局へ問合せを勧める。</p> <p>(2) 放棄でなく安価でも売却出来ないか検討してみる。</p> <p>(3) 放棄の動機は相続人に迷惑をかけさせたくない点にあるとのこと。亡くなってから3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をすることでその点は解消されるが、その土地のみ放棄はできない等難点があることを伝えた。</p>

		<p>3 被災者生活再建支援法は住家の被害を前提とした補助制度で検討されており、土地に関する支援制度は現状存在しない。その他、宅地復旧支援事業を紹介したが、非住家であるため、輪島市に申請の可否について確認することを勧めた。</p> <p>(相談対応者:司法書士、土地家屋調査士、建築士)</p>
18	<p>床上 70 cm浸水 泥をどれくらい出せば良いか カビ、断熱剤等の扱いは?</p>	<p>建築士協会連合会のホームページに詳しく解説がある。 ホームページを紹介。</p> <p>(相談対応者:司法書士、不動産鑑定士、建築士)</p>
19	<p>水害。床上 150 cm。中規模半壊。 床下の亀裂がわかった。地震では準半壊。見直して欲しい。 屋根の修理は応急修理制度を利用した。ブルーシートは冬の雪に耐えられない。 ボイラーを修理して風呂に入れるようにしたい。</p>	<p>屋根は高棟ではなく、平棟で修理する。 ボイラー修理しても。 水害の中規模半壊で、水害にならない箇所に建て替えて高齢者返済特例が使えるか。使えないなら自費でボイラー修理か。 家は傾いていないなら壁の亀裂修理をすれば良いのでは。 耐震診断も比較検討。</p> <p>(相談対応者:司法書士、建築士、技術士)</p>
20	<p>1 地震で一部損壊。豪雨で大規模半壊。 全壊の認定が欲しい。市からは全壊の基準になっていないとの回答。 2 損保からの保険金の支払額に不満がある。 3 2年前のリフォームローンの支払いについて。</p>	<p>1 水害に市に2次調査を依頼することも考えられる。また、地震と水害の複合で証明をもらうことも考えられる。</p> <p>2 損保ADR利用の検討を。</p> <p>3 自然災害債務整理ガイドラインの利用については説明したが、金融機関の同意が得られるかどうかは不明であることを説明。</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、技術士、行政書士)</p>
22	<p>地震により、準半壊の認定。納屋は全壊で公費解体済み。 豪雨により一部損壊。水は床下に入ったがた</p>	<p>立ち会いは、解体によるトラブルを防ぐ趣旨であり、ご主人が所有者であり、再利用できない焼失した建物の土台部分の解体であることから、トラ</p>

	<p>まるほどではなく、乾燥処置で大丈夫とのこと。</p> <p>夫が漆職人。埼玉へ。公費解体の立ち会いが必要だが連絡がとれない。</p> <p>焼失した建物の土台の公費解体について立ち会いを求められている。どうしてよいか分からない。</p> <p>納屋が崩れて水路が塞がれている。浄化槽も地盤の低下により、地下から出てきており、影響が心配。</p>	<p>ブルになることは考えにくい。</p> <p>浄化槽については、業者は大丈夫と述べているとのことなので、その通りかと思うが、不安であれば設備業者に連絡し、確認してもらうことを勧める。</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士、中小企業診断士)</p>
23	<p>建物が登記されているか。</p> <p>土砂崩れて建物がどうなっているか確認できない。</p> <p>課税されているがどうすればよいか。</p>	<p>建物は課税明細書に家屋番号がないので未登記。</p> <p>滅失しているかどうかは不明な場合も、市役所の税務課に相談をしてみてもどうか。</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士)</p>
24	<p>今後公費解体の手続をとり、七尾市で住宅を購入する予定(地震後に契約済み)。</p> <p>加算支援金を受給するには大雨被害のり災証明を提出しない方がよいか。</p> <p>ハウスメーカーからは12月の登記準備のために住民票を移動するよう言われているが、転居届を提出したら、現在仮設住宅に入居しているところ、3月まで仮設住宅にいたことができなくなるのか?子どもの転校の都合もあり3月に転居予定。</p>	<p>地震の時点で中規模半壊の損傷であり、公費解体の要件を満たしているため、公費解体を請求の上、基礎支援金100万円と加算支援金200万円の申請を行う。</p> <p>大雨の被害も別個であるので、基礎支援金50万円の申請を行う。加算支援金については、住宅の再建は原則1回であることから、重複の申請はできないと考えられる。</p> <p>住民票の移動については特段問題はないと思われる。市役所に相談を。</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士、中小企業診断士)</p>
25	<p>地震で全壊。事業用の母屋が壊れ、増築した生活部分のみが使えたので、一部解体して使用していたが、水害により残りの部分も被害を受けた。り災証明の申請中。</p> <p>1 水害による認定が出るのか</p> <p>2 その建物を修理する場合、給付金はもらえるか</p>	<p>1 出るか出ないか両方の可能性がある。市に確認を。</p> <p>2 地震としてなのか、水害なのかを確認して欲しい。地震でどんな給付金に適応されるか、水害の認定との兼ね合いを考えて判断すべき。</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、技術士、行政書士)</p>
26	<p>中規模半壊を公費解体。別の土地に建物を</p>	<p>贈与税の相続(住宅資金)</p>

	<p>建てる。 建築費の一部を母が子に贈与。どのような税金になるか。対策方法はあるか。</p>	<p>生前贈与(相続時精算課税)について説明。 妻子 1000 千円×人数 贈与する → これらを併用する。 (相談対応者:税理士)</p>
27	<p>家が全体にギシギシしているが準半壊認定。自身で修理して生活しているが、建築士に相談したら倒壊の危険性があると言われた。住家被害認定の仕方・基準に納得できない。</p>	<p>再度住家被害認定の申請ができないか、輪島市に相談をしてみる。 自己修繕では不安なため、専門家に修繕を相談した方が良い。 (相談対応者:司法書士、不動産鑑定士、建築士)</p>
28	<p>地震で全壊判定。一部を残して生活しようと考えていたところ、水害被害。 補修の見積もりはまだだった。応急修理も利用していない。 基礎支援金受給済み。加算支援金はまだ。特例給付金もまだ。 子どもに迷惑をかけられないので仕事をしないといけない。水害の被害をみたら頭がぼーっとして食事もとれず、10 日間ほど入院した。 後片付けも心配。</p>	<p>自宅を修理して再建を図りたいとのこと。借入はしない。 その場合、自己資金で賄えるか。 店舗分の地震保険金、義援金、被災者生活再建支援金、特例給付金、預貯金が原資となりうる。 実際の工事費見積もと比較の上、請負契約を締結するか検討して欲しいと回答。 補修が可能かどうかを確認するため、建築士が現地調査。補修自体は可能。 (相談対応者:司法書士、土地家屋調査士、建築士)</p>
29	<p>能登半島地震により自宅が半壊し、その後豪雨災害により土砂崩れが発生し、自宅に土砂が流入し、全壊してしまった。 公費解体を申請しているが、土砂が除去されていない。なんとかならないか。</p>	<p>1 山の所有者に妨害排除請求をすることが考えられるが、費用負担の点で、山の所有者の管理について過失を検討する必要があるため手段としては現実的ではない。 2 輪島市の公費解体制度 FAQ6p問 21 によれば、建物解体撤去工事の支障のため撤去の「必要性がある場合等は、必要な範囲で合わせて撤去できる場合がある」とのこと、本件も可能かどうかを輪島市に問合せをすることを勧める。 (相談対応者:司法書士、土地家屋調査士、建築士)</p>
31	<p>大阪で二次避難をしている。公営住宅に入りたいと思っている。 県外に避難をしているため情報がない。</p>	<p>相談内容について、報告集に記載し、輪島市にも共有する。</p>

	<p>県外避難について、年内に打ち切りと言われた。</p> <p>輪島市の公営住宅に入りたい。募集情報は？</p> <p>帰れるなら帰りたい。住居がない。どうすれば良いのか。</p> <p>この現状を輪島市にも知って欲しい。輪島に帰りたいのに、どうすれば良いか分からない。</p>	<p>(相談対応者:弁護士、建築士、中小企業診断士)</p>
32	<p>地震で全壊となり、みなし仮設(アパート)に入居。豪雨被害に。家電など、家財を捨てざるを得ない状況となった。</p> <p>アパート修理が終わり次第戻りたいと思うが、改めて応急仮設住宅の申請は可能か。</p> <p>あまた、アパートに戻るとき家電の補助はあるか。</p>	<p>みなし仮設も、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は家電の補助を受けられる。</p> <p>みなし仮設から仮設に移れるかは市に確認を。</p> <p>(相談対応者:司法書士、建築士、技術士)</p>
33	<p>床上 130 cmほど浸水。</p> <p>り災証明はまだおいていない。</p> <p>保険金をもらっているが、なりわい補助金はどうか。</p>	<p>なりわい再建支援補助金のしくみを説明。</p> <p>中規模半壊が確実だと思われる。</p> <p>(相談対応者:司法書士、不動産鑑定士、建築士)</p>
34	<p>飲食店。土地建物は高齢の叔母の所有。役員でもある。</p> <p>法人の代取が相談者。</p> <p>1 叔母の土地・建物を法人の名義にしたい。</p> <p>2 なりわい補助金の申請方法</p> <p>3 持続化補助金の第6回はるか</p>	<p>1 売買する方法がある。税理士と相談のこと。</p> <p>2 所有者が申請するため叔母の名前で建物分は申請する必要がある。常設の相談窓口があるので継続的に支援を受けて申請する。</p> <p>3 第6回あり。先に使った費用は経緯役所や領収書を残しておくこと。</p> <p>(相談対応者:司法書士、技術士、行政書士)</p>
35	<p>独居している。持ち家。</p> <p>賃貸して欲しいという業者がいる。</p> <p>1 貸して良いか 金銭の相場</p> <p>2 自分で住む場合どうしたら良いか</p>	<p>(相談対応者:弁護士、税理士、建築士、中小企業診断士)</p>

11月17日開催分の相談項目の概要

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
1	<p>家の傾き修復や耐震工事の方法や費用を知りたい。</p> <p>玄関・・が盛土して傾いている(切り盛り土)、ヒビも一部あり、ドアが開かない。家の一部が傾いている。</p> <p>平成の耐震基準を満たすには修理費が高い(旧耐震の基準の建物のため)</p> <p>罹災調査は外観のみで一部損壊が出ている。</p> <p>11月16日午後に現地調査の要望あり(お伺い予定)</p>	<p>耐震判断の無料相談があるので、(必ず全てが無料ではない)建物を見てもらうと良い。</p> <p>耐震と傾斜の再建プランを示してもらえる。直し方も色々あるので、建築士協会に相談してみたい。</p> <p>支援金も平成の耐震基準を満たさないものでないといけない。→高価な修復になってしまう。</p> <p>支援金を受けるには、平成12年の耐震基準を満たす必要がある。補助は2/3なので、1/3は自己資金が必要。</p> <p>(相談対応者:司法書士、土地家屋調査士、建築士)</p>
2	<p>地盤沈下、ブロック塀が倒れる。エコキュートも自費で取り替えた。</p>	<p>住宅復旧支援制度が利用できるか確認をする(難しいと思われる)</p> <p>一部損壊からあげるのは難しそう。</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士、技術士)</p>
3	<p>5階建て鉄骨造り、準半壊、2名共同所有り。</p> <p>判定が適正化について、11月9日に建築人会議が訪問しており、今後の対応について相談に来た。</p>	<p>半壊判定とはならないので、公費解体はない。</p> <p>なりわい補助金制度で耐震補強や建て替えの検討をすると良いと思う。見積の用意が必要。</p> <p>弁護士、自治体に対象となるか要確認。</p> <p>(相談対応者:建築士)</p>
4	<p>①登記、相隣関係</p> <p>②隣地の人から、草や木のことが倒れてきそうだと言われて対処していたが、地震の後、山が崩れてくるのではないかと、壁を設けないと危ないのではと言われて始めた。</p> <p>建物は瓦一枚落ちていない。隣の人は、町にも相談しているようだ。</p> <p>壁を設けるときにはどちらが負担するのか。</p>	<p>①相続登記と滅失登記に関して、申請書、添付書類の内容を明示し、書類のまとめ方などの方法をお伝えした。</p> <p>申請書等は提出書面のチェックを行った。</p> <p>②自分の所有地の山、土地が本当に隣地に崩れ落ちそうなら対処しなくては行けないのか、客観的な危険性がわからない。</p> <p>町の土木関係に聞いてみて、危険がありそうか、隣人が待ちに相談しているとのことなので、町の意見を踏まえて何をいつてくるか待ってみてはどうか。</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士)</p>

5	<p>①家は準半壊で、地震保険に加入していたが、お見舞い金で 50,000 円の支給でした。納得ができていません。修理にかかる費用は実施した屋根、給湯器は完了しましたが、これから壁等内装修理を考えていますが、見積は約 180~200 万円と言われ、まだ契約は打合せで、半ば実施の方向です。</p> <p>しかし、老いた私が今後 10 年済むか不明で修理する必要があるかまよところです。</p> <p>8 月に夫が病死して、相続も出てきて複雑です。</p> <p>②納屋(旧家)が解体して終了しましたが、隣の方との境界が不明で整理をしたいのですが、なくなった義父の物件で登記等の問題があり、方向が知りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・境界がわからない、正しい境界を確認する。 ・家、夫と共有財産。 ・夫は 51 歳からアルツハイマー、21 年にコロナ罹患、ロングショート 6 月入所 3 月から体調を崩し、関連死と考えている。 ・給湯器は倒れ…… <p>境界線は、法務局の公図などを調べて、隣地の方が高い、高い所から下のラインが境界の可能性。</p> <p>隣地所有者と費用折半を提案。</p> <p>父の代で購入の話もあったが、登記をしていなくて売買できるか……、測量……話し合いでここにしましょうかと決める(……ではなく……)</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士、技術士)</p>
6	<p>①新築した家のローン(2,300 万円)を返済中(18 年経過/35 年ローン)一月 6 万円ほどの返済。</p> <p>小学校 3 年の子どもが中学に行くタイミングで、金沢に移住したい。ローンの免除等できるか?</p> <p>②雑損控除について</p>	<p>①ガイドラインは返済できている状態なので該当しない。</p> <p>借換えなどは金融機関に相談してみても?</p> <p>ご家族で将来設計についてご相談いただいてはどうか。(移住するかどうか含めて)</p> <p>ご自宅の売却、貸家なども考慮に入れてください。</p> <p>(相談対応者:)</p>
7	<p>相続登記の費用はどれくらいかかるか。</p> <p>家を修繕するか、迷っている。処分するならその方法。</p> <p>名義が不明の裏山などの崩壊が心配</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・能登町で父、義父の名寄せをしてから、輪島法務局へ行く。 ・崖のしたより、耐震補強のついでには崖側の補強 ・側溝の水はけを良くする <p>(相談対応者:)</p>
8	<p>賃借契約していた工場の擁壁が、地震と豪雨により公衆用道路、町道に崩壊している。</p> <p>応急通行はしたが、撤去費用を金額負担しなければならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい公図を撮った方がよい。擁壁が町有地か確認する。金網をやっている所との違いを聞く。 ・実際の撤去費用を考える。 <p>(相談対応者: 弁護士、司法書士、建築士、技術士)</p>
9	<p>①一部損壊だと思っていたら、半壊の認定を 6 月に受けた。</p> <p>車を地震で破損し、トヨタ穴水支店に 5</p>	<p>①車体番号から現状を調べることができるサイトが有、スマホからも調べられる。廃車していないともらえないが、車の状態を確認してみる。トヨ</p>

	<p>万円を下取りしてもらって新しい車を購入した。</p> <p>車の給付金がもらえないと思って板が、もらうためにどうしたらよいか。</p> <p>②生活再建支援金で修理を複数業者に依頼した場合適用されるか。地域福祉推進支援臨時特例給付金も同様。</p> <p>③災害弔慰金の適用で災害関連死の申請について、どうしたらいいか。</p>	<p>夕に確認して、車体番号を教えてください。</p> <p>②あまつ想定していないと思うので、町に確認して下さい。</p> <p>③関係者の・・・とかが必要だと思いますので、町に確認してください。</p> <p>(相談対応者:司法書士、建築士、技術士、行政書士)</p>
10	<p>建物の地番が現況と違う。</p> <p>滅失登記をしたいがどの様に行うのか。</p> <p>公費解体が決まっている。</p>	<p>登記の手順としては</p> <p>①建物滅失登記 →②土地地目変更登記 →③建物表外登記 となる。</p> <p>①は登記簿との齟齬があるが滅失を行うので、そのまま滅失登記が可能だろう。その完了証をもって公費解体後の立て直し資料にするとよい。</p> <p>②は建物が完成してからの登記となる。</p> <p>①②は父が申請人、③は娘が申請人</p> <p>自分で登記を行うこともできるので、がんばってみてほしい。無理だったら石川県調査士会のWEBで近くの調査士に相談へ。</p> <p>(相談対応者:土地家屋調査士)</p>
11	<p>自宅敷地内に住宅、倉庫、作業所、蔵、車庫のある棟があるが、前回+半壊にて公費による解体と申請受理されている。</p> <p>①荷物があり、捨てきれないがどうすれば良いか。</p> <p>②高齢になったら車が不要な便利なところ(輪島あたり)に移住したい。どこに住めばいいか。いつまでここに住むのか。(子どもがいない)</p>	<p>①敷地内に物置などを置いて、一時的に置いておく。</p> <p>②これを機に転居し、諸来を見通した場所に住む(借家、中古物件購入など検討)</p> <p>※現地を相談メンバーにて視察後アドバイスした</p> <p>(相談対応者:)</p>
12	<p>隣家が傾いている。2月に解体予定。</p> <p>こちらに倒れてきた場合、補償してもらえるか。</p> <p>こちらに入ってきた瓦など勝手に撤去してよいか。</p> <p>持ち主は金沢、本人の妹夫婦が片付けにきていた。</p>	<p>原則、不可抗力として賠償してもらう事は難しい。</p> <p>そういう前提で車を止めないなどの対応。</p> <p>入ってきた物を戻すことは問題ない。</p> <p>大きく崩れた場合、町に相談して公費解体で対応。</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士、建築士、技術士)</p>

13	擁壁の被害修理について、方法、費用を相談したい。	<p>現地で確認して対応する</p> <p>(相談対応者:建築士)</p>
14	<p>①中規模半壊の家を解体した。被災者生活再建支援金はどうやったらもらえるのか?解体の証明書など持っていない。</p> <p>②公費解体後の固定資産税が高くなるので、…への…したい。</p> <p>③輪島の実家のお墓に大雨で流木や土砂で墓の上に木が倒れ込んで埋まっている。誰に撤去を求めればいいのか。国や県?</p> <p>④宅内水道の修理、自分で町外の建てたときの業者にたのんだ。町内の業者さんはずっと待たないと行けないから。</p>	<p>①公費解体後の固定資産税について 公費解体後の証明書は…の総務課へ。各種申請についても申請書をもらいに行く。</p> <p>②雑種地への土地地目変更登記となる。</p> <p>③墓地の土砂等の撤去は、…になってしまうので、ボランティアに聞いて欲しい。 木、土砂がどこからきたかがわからない。公的に撤去してくれる制度はない。</p> <p>下水道等の修繕を郊外の業者へ依頼し、お金がかかってしまった →助成してくれるかもしれないので、相談して欲しい。</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士、土地家屋調査士)</p>
15	<p>祖父の相続登記をしたい。</p> <p>相続人は父といとこ。いとこはいらないとのこと。</p>	<p>数次相続となっているので、贈与になってしまう。 司法書士に相談。</p> <p>祖父の土地を把握するために、…帳を取得し、登記簿の取得もし、評価額で贈与がいいか。 税務課、司法書士会の各相談へ。</p> <p>(相談対応者:司法書士、土地家屋調査士)</p>

■ 相談件数（2日間合計：50件）

- ・ 2024年11月16日（土）輪島市：35件（うち1件は説明会のみ参加）
- ・ 2024年11月17日（日）能登町：15件

■ 相談対応者（敬称略）

○ 近畿災害対策まちづくり支援機構

（技術士）安東尚美・高山英夫

（行政書士）山本千恵

（建築士）平居晋・八木康行・上村雅一

（司法書士）梅崎文彦

（税理士）加藤公朗

（土地家屋調査士）島本一幸

（不動産鑑定士）長谷川豊文

（弁護士）長谷部信一（16日のみ参加）・尾藤寛・森川憲二

南晴彦（17日のみ参加）・中山泰誠

○ 災害復興まちづくり支援機構

（技術士）上野雄一（17日のみ参加）

（建築士）丸山幸弘・近藤勇二

（司法書士）宇佐美朝樹・小野誠司（16日のみ参加）・大崎慎一

（中小企業診断士）庭野勉・渡辺英史（16日のみ参加）

（弁護士）紙子陽子（17日のみ参加）

■ 写真

○ 2024年11月16日



○ 2024年11月17日



■ 各種データ

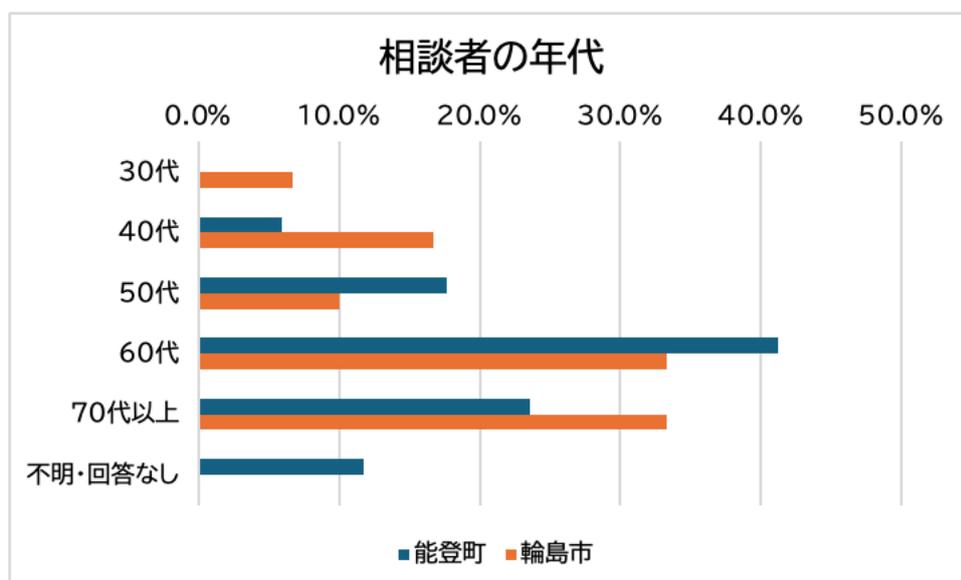
○ 相談に来られた方のうち、24名が地震と水害の二重被災。

		地震の被害		
		被害なし	被害あり	回答なし・不明
被害 水害による	被害なし	1	21	
	被害あり		24	
	回答なし・不明			1
	合計	1	45	1

<相談会場別>

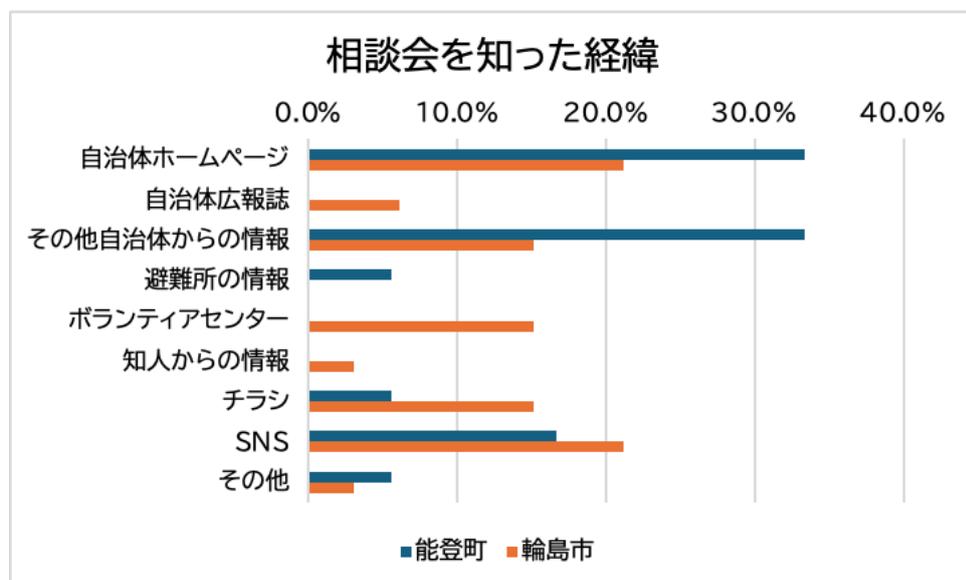
相談者の年代

	能登町	輪島市	合計
30代		2	2
40代	1	5	6
50代	3	3	6
60代	7	10	17
70代以上	4	10	14
不明・回答なし	2		2
合計	17	30	47



相談会を知った経緯 (MA)

	能登町	輪島市
自治体ホームページ	6	7
自治体広報誌	0	2
その他自治体からの情報	6	5
避難所の情報	1	0
ボランティアセンター	0	5
知人からの情報	0	1
チラシ	1	5
SNS	3	7
その他	1	1



2-1 地震による罹災証明

	能登町	輪島市	合計
全壊	3	7	10
中規模半壊	2	4	6
半壊	3	5	8
準半壊	4	9	13
一部損壊	5	4	9
回答なし・不明		1	1
合計	17	30	47

2-1 地震で受け取った支援金 (MA)

	能登町	輪島市
災害弔慰金・障害見舞金	3	2
生活再建支援金	4	3
義援金	14	22
家財給付金	4	3
自動車給付金	0	1
貸付・融資	0	1
その他	1	1
回答なし・不明	1	4

2-1 住宅以外の被害 (MA)

	能登町	輪島市
なし	3	8
倉庫・納屋	11	8
農地等	0	3
自家用車	3	7
生活家電・家財	6	8
事業用建物・機械等	3	8
回答なし・不明	1	5

2-1 損害保険の利用状況

	能登町	輪島市
利用なし	1	6
使えなかった	0	1
加入していなかった	3	2
利用あり	8	17
回答なし・不明	5	4
合計	17	30

2-2 水害による被害の有無

	能登町	輪島市	合計
被害なし	14	8	22
被害あり	3	21	24
回答なし・不明		1	1
合計	17	30	47

2-2 建物の片付け乾燥・消毒など

	能登町	輪島市	合計
ひとつおりに終わっている	4	4	8
やっている最中	0	10	10
手を付けられていない	0	1	1
自分(家族)だけでは難しい	0	1	1
どうすれば良いか判らない	0	2	2
その他	1	1	2
回答なし・不明	12	11	23
合計	17	30	47

5-1 相談の種類_大項目

	能登町	輪島市
工作物責任・相隣関係	6	1
公的支援制度	8	16
不動産所有権	4	0
建物の賃貸借	1	1
既往の借入金	1	2
その他	3	11

5-2-1 工作物責任・相隣関係

	能登町	輪島市
妨害排除・予防	5	1
その他	2	0

5-2-2 公的支援制度

	能登町	輪島市
罹災証明書	1	4
住家被害認定	2	5
支援金	5	5
建物の修繕・解体	3	3
土砂等の撤去	1	2
災害弔慰金・障害見舞金	1	0
なりわい補助金	0	1
その他	1	3

5-2-3 不動産所有権

	能登町	輪島市
境界	1	4
その他	3	5

5-2-5 既往の借入金

	能登町	輪島市
住宅ローン	2	1
車のローン	0	1
ガイドラインの手続	0	1

5-2-6 その他

	能登町	輪島市
相続	1	0
保険	0	1
税金	1	5
事業再建等	0	3

<相談したいこと>

4-1 住まいに関すること

	全壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
自宅の再建に関すること	4	3	4	5	3
罹災証明書に関すること	0	0	1	3	1
仮設住宅に関すること	1	1	1	1	1
公費解体に関すること	0	1	0	1	0
土地や建物に関すること	3	4	3	5	4

4-2 お金に関すること

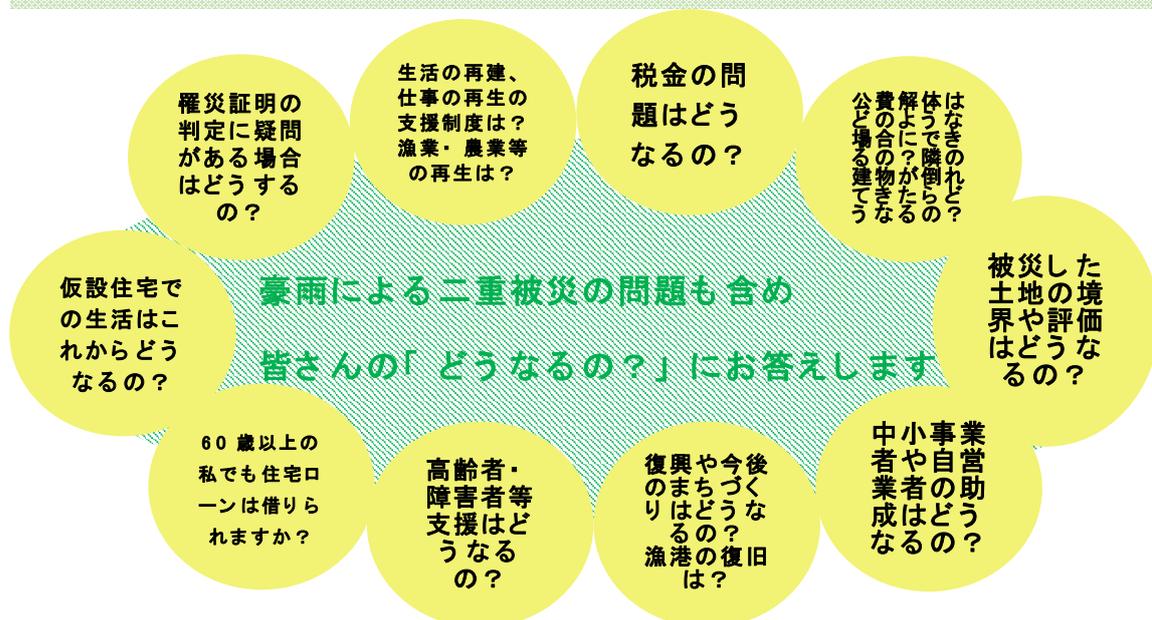
	全壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
支援金の受給に関すること	5	3	4	4	2
税金に関すること	0	2	1	0	1
借入やローンに関すること	2	1	0	2	1
生活費に関すること	1	0	0	0	0

4-3 その他

	全壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	回答なし・不明
事業再建に関すること	1	0	2	3	3	0
近隣との関係に関すること	0	0	0	1	1	0
その他	1	1	0	2	1	1

輪島市 ~能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪~

専門家チームによる個別相談会（無料）



開催日時		開催場所
11月16日(土)		輪島市ふれあい健康センター
個別相談	13時30分~16時30分	
支援制度等の説明	① 13時30分~13時45分頃 ② 15時00分~15時15分頃	

- ・弁護士による支援制度等の説明会(15分程度)も併せて実施します。
- ・個別相談のみの参加も可です。予約の必要はありません。相談費用は無料です。お気軽にお越しください。(受付は16時15分まで)

- 共 催：近畿災害対策まちづくり支援機構、災害復興まちづくり支援機構(東京)
- 後 援：輪島市
- 協 力：輪島市社会福祉協議会、被災地NGO協働センター

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫会

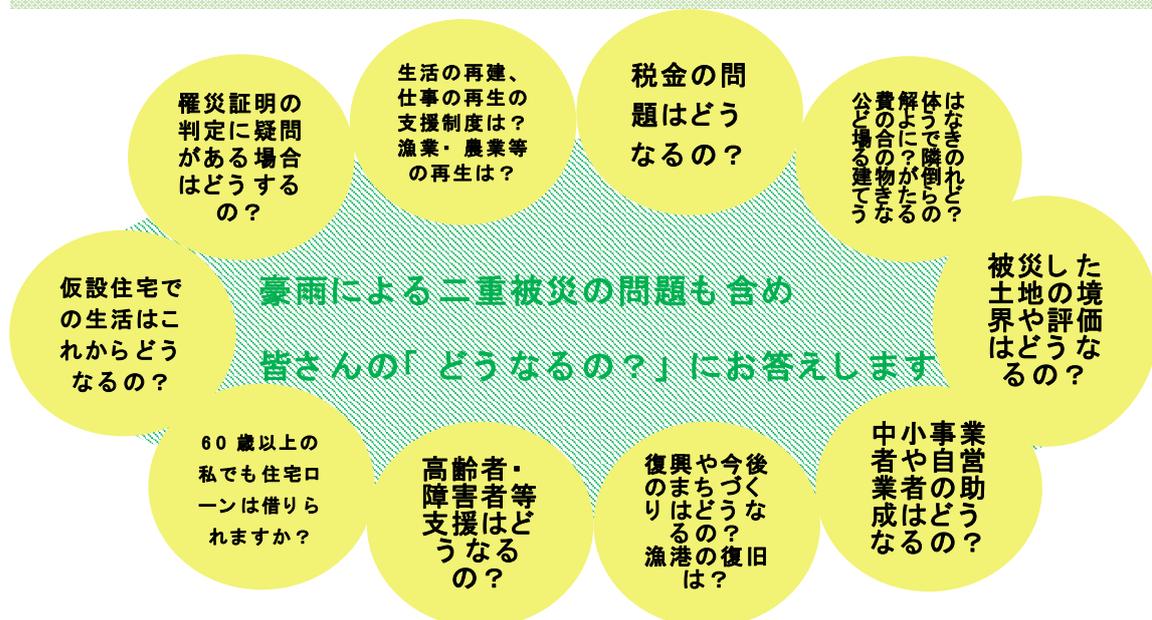
[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

【本相談会に関するお問合せ：支援機構（078-362-8700）】

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

能登町 ～能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪～

専門家チームによる個別相談会（無料）



開催日時		開催場所
11月17日(日)		柳田公民館 3階ホール
個別相談	11時00分～15時00分	
支援制度等の説明	① 11時00分～11時15分頃 ② 13時30分～13時45分頃	

- ・弁護士による支援制度等の説明会(15分程度)も併せて実施します。
- ・個別相談のみの参加も可です。予約の必要はありません。相談費用は無料です。お気軽にお越しください。(受付は14時45分まで)

共催 能登町、金沢弁護士会、能登復興建築人会議
近畿災害対策まちづくり支援機構

幹事団体：日本建築家協会北陸支部石川地域会
石川県建築士事務所協会 石川県建築設計監理協会

協力 災害復興まちづくり支援機構(東京)、住宅金融支援機構

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫会

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

【本相談会に関するお問合せ：支援機構 (078-362-8700)】

この相談活動は、赤い羽根共同募金のボラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。